

株 主 各 位

東京都練馬区豊玉北三丁目3番10号

株式会社 **平賀**

代表取締役社長 平賀 治郎

## 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都練馬区豊玉北三丁目3番10号  
当社第二ビル5階 会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 第60期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告  
及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.pp-hiraga.co.jp>）において、掲載することによりお知らせいたします。

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融緩和の対策により、企業の業績や雇用情勢に改善が見られ、景気は回復基調が見られました。

しかし、消費税増税後における個人消費の低迷の状態が長期化したことや、円安傾向による物価の上昇による所得環境の不安定さが残るなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

広告業界におきましては、消費税増税後における駆け込み需要の反動の影響が見られたものの、サッカーワールドカップなどにより緩やかな回復となり、前年を上回ることとなりました。

印刷業界におきましては、企業間競争による受注単価の下落した状況は継続しており、経営環境は厳しい状況となっております。

このような状況の中、当社といたしましては、顧客の広告宣伝活動におけるサポート役として、折込広告を中心に、様々な販売促進物の企画、提案を行うことで受注獲得を目指してまいりました。

受注面におきましては、前年と変わらず、コスト面におきましては、生産効率の向上を図ってまいりましたが、原材料の価格が高騰した状態が継続して推移したことからコスト上昇を余儀なくされる状況となり、売上原価率が悪化することとなりました。

以上の結果から、当事業年度の業績は、売上高は86億74百万円（前期比1.1%増）、営業利益は1億8百万円（前期比50.0%減）、経常利益は1億29百万円（前期比45.4%減）、当期純利益は3億35百万円（前期比57.7%増）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

#### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が関連いたします広告業界は回復傾向にあるものの、印刷業界におきましては依然厳しい経営環境が続いております。

当社におきましては、折込広告を主体とする総合印刷会社から各種広告を含めたサービスをお客様にサポートすることで、販売促進におけるすべてを提案できる企業を目指します。そのために折込広告に掲載されている情報を活用し、インターネットやモバイルでの情報提供、キャンペーンやイベントの開催、シール、ノベルティグッズ、ショッピングバッグ等、全ての販促活動をサポートする戦略を推進してまいりました。

営業活動におきましては、売場販促演出全般を取り扱うことにより、折込広告以外の販売促進物の受注割合を高め、売上品目の平準化を図ってまいります。

生産面におきましては、製造コストの効率化を求め、各製造部門における数値分析や数値管理において、作業時間の短縮、受注に応じた作業方法を他部署との協力によって追求し、作業効率の向上を目指してまいります。

管理職には職域にあった知識と行動を求め、各部門における人材については育成によって強化が不可欠と考えております。

原材料の仕入につきましては、適正在庫を維持することを目指し、また、現物取引によって仕入の実在性を確保し、倉庫保管料や運送費などの維持管理費用においても考慮した仕入計画を立て、これに基づいたコスト管理に努め、受注に見合ったコストの実現を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況

区分	期別	第 57 期 平成24年3月期	第 58 期 平成25年3月期	第 59 期 平成26年3月期	第60期(当期) 平成27年3月期
売上高 (百万円)		7,228	7,137	8,582	8,674
経常利益 (百万円)		121	371	237	129
当期純利益 (百万円)		5	237	212	335
1株当たり当期純利益		1円50銭	64円51銭	57円73銭	91円04銭
総資産 (百万円)		4,656	4,407	4,849	4,964
純資産 (百万円)		1,044	1,286	1,522	1,850

(注)1. 当社は、平成25年4月1日を効力発生日として、連結子会社であった株式会社イマージュを吸収合併したことで連結子会社がなくなったため、第59期より連結計算書類を作成しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社は、折込広告、ダイレクトメール、キャンペーン、各種ショッピングバッグ、包装紙、シール、POP等の売場販促演出全般の製造、販売を主たる事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場

（平成27年3月31日現在）

区 分	所 在 地
本 社	東京都練馬区
本 社 工 場（第 二 ビ ル）	東京都練馬区
第 三 ビ ル デ ジ タ ル 館	東京都練馬区
大 阪 支 店	大阪府大阪市天王寺区
高 崎 支 店	群馬県高崎市
仙 台 支 店	宮城県仙台市泉区
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区
埼 玉 工 場	埼玉県新座市
和 歌 山 工 場	和歌山県日高郡日高川町
配 送 セ ン タ ー	大阪府大阪市東成区

(9) 従業員の状況

（平成27年3月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
340名	3名減	43.4才	13.1年

（注）臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	190 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	150
合 計	340

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

- ①東京地方裁判所に対して、平成26年11月7日付にてユーピテル株式会社より、100百万円及び遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起されました。

当社に対する請求額は、同裁判所より平成25年12月17日に当社の債務不存在確認請求を認める判決が言い渡され、これにより同社が損害を被ったと主張する3億67百万円の一部である100百万円及びこれに対する遅延損害金であります。

当社といたしましては、原告の請求は認めることは出来ず、今後、裁判を通じて事実を明らかにしていきたいと考えております。

- ②東京地方裁判所に対して、平成24年3月19日付にてユーピテル株式会社に対し、債務不存在確認請求の訴訟を提起いたしました。

平成25年12月17日、同裁判所より、当社の債務不存在確認請求を認める判決が言い渡されました。その後、当社は同判決の一部（当社がユーピテル株式会社に対して損害賠償を求めたことに対する判決）に不服があったため、同判決に対して控訴を提起し、またユーピテル株式会社も同判決に対して控訴を提起したため、引き続き東京高等裁判所において本訴の審理が継続されておりました。

平成26年5月22日、同裁判所より、各控訴をいずれも棄却する判決が言い渡されました。

その後、当社及びユーピテル株式会社が、不服申立期間満了までに不服申立を行わないため、本判決が確定いたしました。

- ③静岡地方裁判所に対して、平成24年5月2日付にて小林昌慶氏より、約束手形金の支払いを求める訴訟を提起されました。

当社に対する請求額は、手形金80百万円及び支払日までの利息並びに訴訟費用であります。

当社としては、原告の主張は理由のないものであると判断し、弁護士と協議の上全面的に争ってまいりましたが平成26年9月11日、同裁判所より、小林昌慶氏に対し約束手形金の支払いを求める訴訟を認めない判決が言い渡されました。

その後、小林昌慶氏が、不服申立期間満了までに不服申立を行わないため、本判決が確定いたしました。



5. 当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役の有用性については十分理解しております。その一方で人数だけで整える形式優先の人選は、お願いする方に失礼に当ることに加え、当社取締役会の運営に支障をきたす可能性があると考えており、お招きする方を慎重に検討してまいりましたが、当事業年度末までには間に合いませんでした。なお、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、社外取締役の選任議案を本株主総会に提出しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動  
代表取締役社長 中村則丈氏は、平成27年2月16日に辞任により退任いたしました。  
平賀治郎氏は、平成27年2月16日付で代表取締役社長に就任いたしました。
7. 取締役の新任はありませんが、一部の取締役の役職名、担当及び重要な兼職の状況が変更となっております。なお、平成27年4月1日時点の取締役及び監査役の状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平賀 治郎	(有)大豊サービス代表取締役社長
専務取締役	木下 昭三	営業本部長兼大阪支店長
取締役	柴田 憲一	生産本部長兼制作本部長
常勤監査役	小林 永典	
常勤監査役	渡辺 弘光	
監査役	鈴木 博司	(株)ラルク代表取締役社長
監査役	安達 則嗣	安達公認会計士事務所所長、東陽監査法人社員

### ② 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役、監査役に対する報酬限度額は、平成8年6月の株主総会における決議により、取締役月額50百万円以内、監査役月額10百万円以内と定められており、当事業年度における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役4名 99百万円 (うち社外取締役 該当事項なし)

監査役4名 24百万円 (うち社外監査役2名 6百万円)

- (注) 1. 支給人員及び報酬等の総額には、平成27年2月16日をもちまして辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記支給額のほか、平成22年6月29日開催の定時株主総会の決議のに基づき、退職慰勞金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役1名に対して24百万円を支給しております。

### ③ 社外役員に関する事項

社外監査役である鈴木博司氏は、(株)ラルクの代表取締役であり、経営コンサルタント会社の代表として培われた専門的な知識・経験等を有しております。活動状況につきましては、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

また、当社と(株)ラルクには、特別の利害関係はありません。

社外監査役である安達則嗣氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。活動状況につきましては、当事業年度開催の取締役会17回中16回出席し、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・知見から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

また、当社と安達公認会計士事務所及び東陽監査法人には、特別の利害関係はありません。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

##### ② 報酬等の額

	支払額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注）	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	19,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」はこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人ハイビスカスは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### ④ 解任又は不再任の決定の方針

当社では会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員・使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスガイドラインを作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築しております。万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が代表取締役、取締役会、監査役及び監査役会に報告される体制を構築しております。

社会の秩序や安全を脅かし、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する方針であります。

#### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、経営企画室を設置しております。経営企画室は、管理部と連携の上で内部監査を担当しております。

② 経営企画室及び管理部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証しております。

③ 経営企画室及び管理部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築しております。

④ 経営企画室及び管理部の活動を円滑にするために、規程類（リスク管理規程、経理規程等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また経営企画室及び管理部の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに経営企画室及び管理部に報告するよう指導しております。

⑤ 経営企画室及び管理部は、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修会等を企画実施しております。

⑥ 経営企画室及び管理部は責任を持ってリスク管理の状況を監査し、取締役会において改善策を審議・決定しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監査等を行っております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中長期経営計画及び各年度予算の立案をし、全社的な目標を設けております。  
各部門においては、その目標達成に向けた具体的な案を立て実行しております。
- (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項  
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はありませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のためスタッフを置くこととし、その選任、解任については監査役の承認を要するものとしております。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告をすることとしております。
- ②前項の報告事項として、主なものは次の通りであります。
- ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
  - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
  - ・ 経営会議で決議された事項
  - ・ 重大な法令・定款違反
  - ・ その他コンプライアンス上重要な事項
- (7) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとしております。  
また、常勤監査役は、取締役会及び監査役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。  
さらに、監査役は必要に応じて会計監査人と情報交換を行っております。

## (8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

### ①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため、具体的な事項をコンプライアンスガイドラインとして定め、その中で「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と宣言し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとしております。

### ②反社会的勢力排除に向けた整備状況

以下のとおり、反社会的勢力による不当要求に屈しない、または排除する体制をとっております。

#### ・対応総括部署及び対応担当者の設置状況

管理部門を対応総括部署とし、対応担当者を選任するとともに、必要に応じて相談窓口と協議して対応することになっており、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制をとっております。

#### ・外部専門機関との連携状況

万が一反社会的勢力から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築しております。

#### ・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

管理部門並びにコンプライアンス相談窓口において、外部関係機関等から情報を収集・管理し、反社会的勢力であるかどうかの確認資料として利用するようになっております。

#### ・対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力と断絶する旨を宣言するコンプライアンスガイドラインに基づき、「反社会的勢力対策規程」を制定し、実際に反社会的勢力から不当要求等があった場合の具体的な対応を定めております。

#### ・研修活動の実施状況

コンプライアンスガイドラインを、グループウェアの掲示板に掲示しており、役員、全従業員が常に意識できるように周知徹底しております。さらには、入社時及び定期的にコンプライアンス研修を実施しており、反社会的勢力排除の啓発活動を行っております。

#### ・取引先確認

取引先に反社会的勢力が入り込まないようにするため、各部門が新規取引を行う際は、必ず事前に反社会的勢力との関係についての調査を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,918,501</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,140,253</b>
現 金 及 び 預 金	1,182,199	支 払 手 形	614,095
受 取 手 形	136,555	買 掛 金	620,701
売 掛 金	990,049	短 期 借 入 金	442,000
有 価 証 券	17,959	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	130,000
商 品 及 び 製 品	76,927	未 払 金	64,178
仕 掛 品	98,360	未 払 費 用	60,129
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	94,483	未 払 法 人 税 等	2,579
前 渡 金	14	未 払 消 費 税 等	95,740
前 払 費 用	27,566	前 受 金	5,999
繰 延 税 金 資 産	64,060	預 り 金	24,107
未 収 入 金	226,646	賞 与 引 当 金	80,500
そ の 他	5,464	そ の 他	219
貸 倒 引 当 金	△1,786	<b>固 定 負 債</b>	<b>973,249</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,045,850</b>	社 債	150,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,486,590</b>	長 期 未 払 金	79,086
建 物	456,925	繰 延 税 金 負 債	65,527
構 築 物	10,644	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	74,095
機 械 及 び 装 置	92,263	退 職 給 付 引 当 金	604,539
車 両 運 搬 具	9	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,113,503</b>
工 具、器 具 及 び 備 品	19,387	<b>純 資 産 の 部</b>	
土 地	907,360	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,198,450</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>78,252</b>	資 本 金	434,319
ソ フ ト ウ ェ ア	67,594	資 本 剰 余 金	425,177
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	10,657	資 本 準 備 金	110,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>481,007</b>	そ の 他 資 本 剰 余 金	315,177
投 資 有 価 証 券	434,957	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,598,743</b>
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	5,368	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,598,743
破 産 更 生 債 権 等	301,170	別 途 積 立 金	760,000
長 期 前 払 費 用	11,689	繰 越 利 益 剰 余 金	838,743
そ の 他	28,991	<b>自 己 株 式</b>	<b>△259,790</b>
貸 倒 引 当 金	△301,170	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△347,601
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	195,031
		土 地 再 評 価 差 額 金	△542,633
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,964,352</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,850,848</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>4,964,352</b>

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,674,354
売 上 原 価		7,094,021
売 上 総 利 益		1,580,333
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,472,100
営 業 利 益		108,232
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,367	
そ の 他	26,152	36,519
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,115	
そ の 他	2,043	15,159
経 常 利 益		129,592
特 別 利 益		
受 取 補 填 金	3,857	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	161,356	
訴 訟 関 連 費 用 精 算 益	8,871	174,085
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12	12
税 引 前 当 期 純 利 益		303,666
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	624	
法 人 税 等 調 整 額	△32,303	△31,678
当 期 純 利 益		335,345

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	434,319	110,000	315,177	425,177
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	434,319	110,000	315,177	425,177

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	760,000	532,866	1,292,866
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	△29,467	△29,467
当 期 純 利 益	-	335,345	335,345
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	305,877	305,877
当 期 末 残 高	760,000	838,743	1,598,743

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	△259,773	1,892,590
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	—	△29,467
当 期 純 利 益	—	335,345
自 己 株 式 の 取 得	△16	△16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—
当 期 変 動 額 合 計	△16	305,860
当 期 末 残 高	△259,790	2,198,450

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	180,421	△550,194	△369,772	1,522,817
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△29,467
当 期 純 利 益	—	—	—	335,345
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	14,610	7,560	22,171	22,171
当 期 変 動 額 合 計	14,610	7,560	22,171	328,031
当 期 末 残 高	195,031	△542,633	△347,601	1,850,848

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - その他有価証券
    - 時価のあるもの
      - 決算末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 時価のないもの
      - 移動平均法による原価法
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
    - ①商品及び製品
      - 移動平均法
    - ②原材料
      - 移動平均法
    - ③仕掛品
      - 個別法
    - ④貯蔵品
      - 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産
    - 定率法
    - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。
    - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	2～11年

    - また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
  - (2) 無形固定資産
    - ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合期末要支給額の全額）に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,391,861千円
2. 担保に供している資産
- |        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 456,802千円 |
| 土地     | 907,360千円 |
| 投資有価証券 | 175,364千円 |
- 上記に対応する債務
- |       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 442,000千円 |
|-------|-----------|
3. 国庫補助金による圧縮記帳額は、建物16,013千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。  
なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出  
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。  
当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- |         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 623,000千円 |
| 借入実行残高  | 402,000千円 |
| 差引額     | 221,000千円 |

## 6. 偶発債務

- ①東京地方裁判所に対して、平成26年11月7日付にてユーピテル株式会社より、100百万円及び遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起されました。

当社に対する請求額は、同裁判所より平成25年12月17日に当社の債務不存在確認請求を認める判決が言い渡され、これにより同社が損害を被ったと主張する3億67百万円の一部である100百万円及びこれに対する遅延損害金であります。

当社といたしましては、原告の請求は認めることは出来ず、今後、裁判を通じて事実を明らかにしていきたいと考えております。

- ②東京地方裁判所に対して、平成24年3月19日付にてユーピテル株式会社に対し、債務不存在確認請求の訴訟を提起いたしました。

平成25年12月17日、同裁判所より、当社の債務不存在確認請求を認める判決が言い渡されました。その後、当社は同判決の一部（当社がユーピテル株式会社に対して損害賠償を求めたことに対する判決）に不服があったため、同判決に対して控訴を提起し、またユーピテル株式会社も同判決に対して控訴を提起したため、引き続き東京高等裁判所において本訴の審理が継続されておりました。

平成26年5月22日、同裁判所より、各控訴をいずれも棄却する判決が言い渡されました。当社としては、原告の主張は理由のないものであると考えております。

その後、当社及びユーピテル株式会社が、不服申立期間満了までに不服申立を行わないため、本判決が確定いたしました。

- ③静岡地方裁判所に対して、平成24年5月2日付にて小林昌慶氏より、約束手形金の支払いを求める訴訟を提起されました。

当社に対する請求額は、手形金80百万円及び支払日までの利息並びに訴訟費用であります。

当社としては、原告の主張は理由のないものであると判断し、弁護士と協議の上全面的に争ってまいりましたが平成26年9月11日、同裁判所より、小林昌慶氏に対し約束手形金の支払いを求める訴訟を認めない判決が言い渡されました。

その後、小林昌慶氏が、不服申立期間満了までに不服申立を行わないため、本判決が確定いたしました。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	4,015,585	—	—	4,015,585

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	332,093	53	—	332,146

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	29,467千円	利益剰余金	8円	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

決議 (予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	29,467千円	利益剰余金	8円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金については主に銀行借入や社債発行により調達しております。

また、設備計画に基づく必要な資金についても銀行借入や社債発行により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に純投資目的の債券及び株式並びに取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理部が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

(単位：千円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,182,199	1,182,199	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,126,604	1,126,604	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	441,916	441,916	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金(※)	301,170 △301,170		
	—	—	—
資 産 計	2,750,720	2,750,720	—
(5) 支払手形及び買掛金	1,234,797	1,234,797	—
(6) 短期借入金	442,000	442,000	—
(7) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	280,000	276,634	△3,365
負 債 計	1,956,797	1,953,431	△3,365

※ 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格又は発行体から提示された価格によっております。債券は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債(1年内償還予定の社債を含む)

社債の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ※	11,000

※ 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
未払事業税否認	738
未払事業税所税否認	1,708
賞与引当金否認	26,645
貸倒引当金限度額超過	98,007
減損損失否認	10,537
投資有価証券評価損否認	25,222
退職給付引当金否認	194,620
役員退職慰労引当金否認	25,576
会員権評価損否認	6,721
少額資産一括償却否認	1,883
たな卸資産評価損否認	11,680
繰越欠損金	69,983
その他	10,127
繰延税金資産計	<u>483,453</u>
評価性引当額	<u>△412,906</u>
繰延税金資産合計	<u>70,547</u>

繰延税金負債	千円
その他有価証券評価差額金	<u>△72,014</u>
繰延税金負債合計	<u>△72,014</u>
差引 繰延税金負債の純額	<u>△1,467</u>
土地再評価に係る繰延税金負債	△74,095

### (関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員に準ずる者	平賀 順二	当社顧問	所有直接 5.21%	顧問契約	顧問報酬 (注) 2	27,600	—	—

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておりません。

2. 報酬については、契約内容に従って経営全般のサポート及びアドバイスの当社への関与度合いに基づいて決定しております。

3. 平成26年4月から平成27年3月までの取引金額であります。

### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 502円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 91円04銭  |

### (その他の注記)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が9百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が△5百万円、その他有価証券評価差額金が7百万円、再評価差額金が7百万円それぞれ増加しております。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月11日

株式会社 平 賀  
取締役会 御中

### 監査法人ハイビスカス

指定社員 公認会計士 高 橋 克 幸 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 阿 部 海 輔 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社平賀の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

「個別注記表（貸借対照表に関する注記）6 偶発債務」に記載されているとおり、会社は、ユーピテル株式会社より、100百万円及び遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社 平	賀	監査役会
常勤監査役	小林 永典	Ⓔ
常勤監査役	渡辺 弘光	Ⓔ
監査役	鈴木 博司	Ⓔ
監査役	安達 則嗣	Ⓔ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第60期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしました結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

総額 29,467,512円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日

### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため新たに取締役1名及び社外取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	平賀治郎 (昭和30年7月4日生)	昭和55年1月 当社入社 平成4年1月 当社取締役営業本部長兼高崎支店長 平成8年6月 当社常務取締役営業本部長兼高崎支店長 平成16年10月 当社常務取締役営業本部長 平成18年9月 当社専務取締役 平成19年3月 当社専務取締役高崎支店長 平成22年2月 有限会社大豊サービス代表取締役社長(現任) 平成27年2月 当社代表取締役社長(現任)	30,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	木下 昭三 (昭和20年7月15日生)	昭和39年3月 当社入社 平成8年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成8年8月 当社取締役営業本部副本部長兼包装資材部長 平成13年8月 当社取締役営業本部副本部長兼本社営業部長 平成18年9月 当社取締役営業本部部長兼本社営業部長 平成20年4月 当社取締役営業本部部長兼営業三部部長 平成23年4月 当社取締役営業本部部長 平成27年4月 当社専務取締役営業本部部長兼大阪支店長(現任)	11,720株
3	柴田 憲一 (昭和31年7月2日生)	平成3年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役経営企画室長 平成21年6月 当社取締役管理本部部長兼管理部長 平成21年6月 株式会社イマージュ監査役 平成21年10月 当社取締役管理本部部長 平成25年4月 当社取締役生産本部部長 平成27年4月 当社取締役生産本部部長兼制作本部部長(現任)	8,000株
4 (新任)	小林 永典 (昭和34年10月24日生)	平成8年10月 当社入社 平成21年6月 当社経営企画室部長 平成24年6月 当社監査役(現任)	一株
5 (新任)	柏 秀臣 (昭和29年7月27日生)	昭和56年4月 株式会社團入社 昭和58年7月 株式会社日本経済社入社 平成26年7月 株式会社日本経済社クリエイティブセンター取締役 平成26年9月 株式会社横浜マテリアル入社	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成27年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 取締役候補者小林永典氏は、本總會終結の時をもって当社の監査役を辞任する予定であります。
4. 取締役候補者柏秀臣氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、柏秀臣氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について  
柏秀臣氏は、他社の取締役を務められていた経歴があり、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任するものであります。
6. 柏秀臣氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第27条第2項により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鈴木博司氏は任期満了となり、渡辺弘光氏は辞任されますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 (新任)	鶴井 広和 (昭和33年12月22日生)	平成9年10月 当社入社 平成20年4月 当社営業本部営業開発部部长 平成23年4月 当社営業本部営業二部部长 平成27年4月 当社営業本部営業戦略部部长(現任)	5,546株
2	鈴木 博司 (昭和34年10月12日生)	昭和58年4月 大和証券株式会社入社 平成6年4月 同社公開引受第一部課長 平成9年4月 スズキ経営有限会社代表取締役 平成9年6月 当社監査役(現任) 平成10年10月 株式会社ラルク代表取締役社長(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、平成27年3月31日現在の状況を記載しております。なお、監査役候補者鶴井広和氏の所有する当社株式は、平賀従業員持株会を通じての保有分であります。
3. 鈴木博司氏につきましては、社外監査役候補者であります。なお、鈴木博司氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役候補者の選任理由について  
鈴木博司氏につきましては、経営コンサルタント会社の代表として培われた専門的な知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって18年となります。
5. 当社は、鈴木博司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

以上

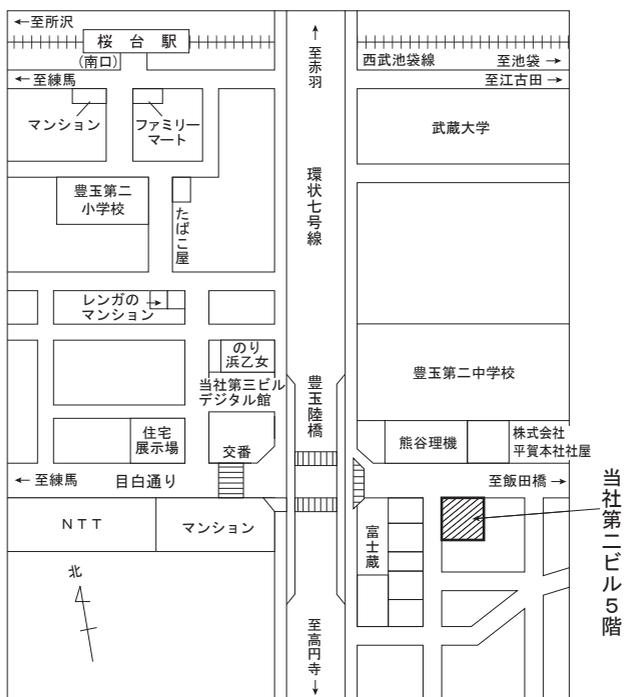
## 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都練馬区豊玉北三丁目3番10号  
当社第二ビル5階 会議室  
電話番号 (03)3991-4541

西武池袋線

池袋駅より各駅停車利用にて桜台駅下車

南口より徒歩8分



(お願い) 当会場には駐車場がございませんので誠に恐縮ながらご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。